



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和4年8月19日金曜日 第334号

## ◇ 目 次 ◇ 告 示

落札者等の告示.....（スマート行政推進課）... 691  
 大規模小売店舗の変更の届出の概要等（2件）.....（経営支援課）... 691  
 保安林予定森林にする旨の通知.....（森林整備課）... 692  
 保安林予定森林.....（ " ）... 692

## 訓 令

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令.....（都市整備課）... 693

## 公 告

タブレット端末（iPad）の購入.....（会計課）... 694

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

## 告 示

### ○愛媛県告示第884号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

令和4年8月19日

愛媛県知事 中村時広

随意契約に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	随意契約の相手方を決定した日	随意契約の相手方の氏名及び住所	随意契約に係る契約金額	随意契約にした理由
愛媛県電子申請システムサービス提供業務一式	愛媛県企画振興部デジタル戦略局スマート行政推進課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	令和4年6月28日	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ四国 愛媛県松山市三番町四丁目9番地6	35,904,000円	地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条第1項第1号の規定による

### ○愛媛県告示第885号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部商工観光課並びに宇和島市役所において告示の日から4月間縦覧に供する。

令和4年8月19日

愛媛県知事 中村時広

#### 1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更した事項	変更前	変更後	変更の日	届出の日
フジグラン北宇和島別棟	宇和島市伊吹町字上井関甲1517-1	大規模小売店舗において小売業を行う者	株式会社フジ・リテイリングほか2者	株式会社セリアほか2者	令和5年4月1日	令和4年8月1日

#### 2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部商工観光課並びに宇和島市役所において告示の日から1月間縦覧に供する。

##### (1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第886号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定による届出があったので、同条第3項において準用する法第5条第3項の規定に基づき、次のとおり告示する。

当該届出及び法第6条第3項において準用する法第5条第2項の添付書類は、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部商工観光課並びに宇和島市役所において告示の日から4週間縦覧に供する。

令和4年8月19日

愛媛県知事 中村時広

1 変更の届出の概要

大規模小売店舗の名称	大規模小売店舗の所在地	変更しようとする事項	変更前	変更後	変更する年月日	届出年月日
フジグラン北宇和島別棟	宇和島市伊吹町字上井関甲1517-1	大規模小売店舗内の店舗面積の合計	1,090平方メートル	1,587平方メートル	令和5年4月1日	令和4年8月1日
		駐車場の収容台数	91台	63台		
		来客が駐車場を利用することができる時間帯	午前8時45分から午前0時15分まで	午前8時30分から午前0時30分まで		
		荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯	午前6時から午後6時まで	午前6時から午後10時まで		

2 意見書の提出

この告示に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、告示の日から4月以内に、愛媛県に次のとおり意見書を提出することができる。

なお、提出された意見書は、その概要を告示するとともに、愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課及び南予地方局地域産業振興部商工観光課並びに宇和島市役所において告示の日から1週間縦覧に供する。

(1) 意見書に記載すべき事項

ア 提出者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

イ 当該大規模小売店舗の名称

ウ 当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項についての意見

(2) 提出先

愛媛県経済労働部産業支援局経営支援課

○愛媛県告示第887号

次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和4年8月19日

愛媛県知事 中村時広

1 保安林予定森林の所在場所

宇和島市三間町則1986、1987、2011の1、2012から2014まで、2015の1、2015の2、2016から2029まで、2033から2036まで、2037の1、2038の1

2 指定の目的

水源の涵養

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

三間町則2011の1・2013・2034から2036まで・2037の1・2038の1（以上7筆について、次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び宇和島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第888号

次の森林を保安林予定森林にしたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により告示する。

令和4年8月19日

愛媛県知事 中村時広

1 保安林予定森林の所在場所

今治市吉海町田浦17の1（次の図に示す部分に限る。）、30、31の1

- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
吉海町田浦30・31の1（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）、17の1
    - イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

- ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び今治市役所に備え置いて縦覧に供する。)

訓 令

○愛媛県訓令第13号

庁中一般

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和4年8月19日

愛媛県知事 中村時広

愛媛県庁事務決裁規程の一部を改正する訓令

愛媛県庁事務決裁規程（昭和51年愛媛県訓令第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後					改正前						
別表第9（第4条関係） 知事の権限に属する土木部関係事務に係る特定決裁事項					別表第9（第4条関係） 知事の権限に属する土木部関係事務に係る特定決裁事項						
組織名	事務の種類	事項	決裁区分			組織名	事務の種類	事項	決裁区分		
			知事	専決者					知事	専決者	
				部長	局長	課長			部長	局長	課長
都市整備課	1～3 省略						都市 整備 課	1～3 省略			
	4 下水道法の施行に関する事務	1 流域別下水道整備総合計画に関すること。					4 下水道法の施行に関する事務	1 流域別下水道整備総合計画に関すること。			
		(1) 策定及び変更（第2条の2第1項、第10項、第12項）				(1) 策定及び変更（第2条の2第1項、第9項）					
		(2) 市町の意見聴取（第2条の2第6項、第12項）				(2) 市町の意見聴取（第2条の2第6項）					
		(3) 関係県及び関係市町の意見聴取（第2条の2第7項、第12項）				(3) 関係県及び関係市町の意見聴取並びに国土交通大臣との協議（第2条の2第7項）					
	(4) 国土交通大臣に対する助言の要求（第2条の2第8項、第12項）		—								
	2 事業計画に関すること。					2 事業計画に関すること。					
	(1) 省略					(1) 省略					
	(2) 変更の協議（第4条第2項、第6項）					(2) 変更の協議（第4条第6項）					
	ア・イ 省略					ア・イ 省略					
						3 監督処分に関すること。					
						(1) 指示（第37条第1項）		—			

5	省略						

		(2) 報告の徴収(第39条第1項)					
5	省略						

附 則

この訓令は、令和4年8月20日から施行する。

公 告

○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和4年8月19日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 入札に付する事項

- (1) 件名  
タブレット端末(iPad)の購入
- (2) 購入物品名及び数量  
タブレット端末(iPad) 522台  
(使用に当たり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。)

- (3) 購入物品の内容等  
入札説明書等による。

- (4) 納入期限  
令和5年3月31日(金)

- (5) 納入場所  
入札説明書等による。

- (6) 入札方法  
ア 入札は、原則として愛媛県電子入札システムを利用して行うこととするが、愛媛県電子入札システムの利用者登録を行っていない入札参加資格者が応札する場合には、紙入札を行うことができる。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、令和2年度から令和4年度までの製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当するもの

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 納入期間中に適正かつ確実に納入できる体制が整備されていることを証明した者であること。
- (3) 4の(3)に掲げる提出期限の日から落札者の決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (4) 修理、点検、保守その他アフターサービスを長期にわたり円滑に実施できる者であること。
- (5) 緊急時に速やかに対応できるものであること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県出納局会計課用品調達係  
〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
電話(089)912 2156

- (2) 入札書の受領期限  
令和4年9月27日(火)午前9時から同月28日(水)午前9時59分まで

- (3) 入札説明書の交付方法  
(1)に掲げる場所及び愛媛県電子入札システムによる。

- (4) 開札の日時及び場所  
令和4年9月28日(水)午前10時00分  
愛媛県庁本館1階会議室(都合により変更する場合あり。)

4 その他

- (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。
- (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類等を、入札説明書等に基づき次の期限までに提出しなければならない。  
なお、知事から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。  
提出期限：令和4年9月16日(金)午後5時

- (4) 入札の無効  
2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

- (5) 契約書作成の要否  
要

- (6) 落札者の決定方法  
この公告に示した物品を納入できると知事が判断した入札者であって、愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

- (7) その他  
ア 契約保証金  
愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第152条から第154条までの規定による。

イ 入札書の提出方法  
電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。  
紙入札による場合は、入札書を直接または郵便(書留郵便

に限る。)により提出すること。

ウ 詳細は、入札説明書による。

5 Summary

- (1) Nature and quantity of the product to be purchased: 522 units of iPad
- (2) Time limit of tender: 9:59 a.m., 28 September 2022
- (3) For further information, please contact: Supplies Procurement Section, Accounting Division, Treasury Bureau, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790-8570 Japan  
TEL 089-912-2156